

本庄市ネーミングライツパートナー募集要項（提案型募集）

本庄市（以下、「市」という。）では、市内の法人等に市が所有する公共施設の愛称を決定する権利を付与する、ネーミングライツ事業（提案型募集）を行います。

提案型募集とは、市内の法人等より希望する公共施設、愛称、期間、ネーミングライツ料等について提案をいただくものです。

1. 募集対象施設等

募集については、市が所有する公共施設を対象としますが、施設の設置目的又は利用実態に照らしてネーミングライツに馴染まない施設（市役所などの庁舎、学校、保育所等）とネーミングライツの導入が適当でないと市が判断するものは対象外とします。詳細は【別紙1】「ネーミングライツ導入重点施設及び募集対象外施設一覧」及び【別紙2】「その他施設の例示」をご覧ください。

2. ネーミングライツパートナーのメリット

（1）看板等の設置

ネーミングライツによる施設等の愛称がついた看板等を設置できます。愛称看板等の設置場所・設置方法・意匠・構成等については、ネーミングライツパートナーにおいてご検討いただき、市と協議のうえ、決定します。

（2）愛称の普及

市ホームページ等において、愛称決定のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を広報します。また、市は愛称の普及のため、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけるよう努めます。

ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。また、愛称使用開始前に作成した印刷物が現存している場合、当該印刷物は修正せずに使用することができるものとします。

（3）優先交渉権の付与

ネーミングライツの契約期間満了後、次の契約期間に係る契約更新についての優先交渉権が付与されます。

詳細は「12. 契約の更新」をご覧ください。

3. 愛称の条件

本庄市ネーミングライツ事業実施要綱第7条を満たす愛称とします。

- ① 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記可能なもの。ただし、企業のロゴ、マーク等は除く。

- ② 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの。
- ③ 地名又は近隣自治体の地名が想起される文言等を用いることにより、本市に所在する施設と認識されないおそれがある場合は、「本庄」等の言葉を含めること。なお、「本庄」等の言葉は、ひらがなやローマ字での表記も可能とする。

※条例上の正式名称は変更しません。また、必要に応じて正式名称を使用する場合があります。

4. ネーミングライツの付与期間（契約期間）

原則として、3年以上5年以内の期間で提案してください。

※指定管理者がネーミングライツパートナーの場合は、指定管理者の指定期間を考慮した期間設定とします。

※付与期間（契約期間）中であっても、施設の維持管理等のために改修工事等を実施する際は、導入施設の利用を休止したり、制限することがあります。

5. ネーミングライツ料

（1）使用目的

原則として、市が所有する公共施設の運営及び維持管理に要する費用に充てるものとします。

（2）提案金額

原則として、年額単位での設定とします。提案金額には、消費税及び地方消費税を含めないでください。また、ネーミングライツ対象施設には最低金額を設けていますので、最低金額以上の金額で提案してください。

※施設ごとの最低金額は【別紙1】及び【別紙2】でご確認ください。

（3）納入

ネーミングライツ料の納入については、年度毎に市が発行する納入通知書により、指定する期限まで一括して納入してください。契約時期が年度途中の場合、ネーミングライツ料は月割りにより計算します。

※1円未満の端数については切り捨てるものとします。

6. 応募等にあたっての費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担については、下表のとおりとします。

内 容	実施者及び費用負担者
応募及び契約締結に係る諸費用	ネーミングライツパートナー
看板等の設置及び変更に要する費用	ネーミングライツパートナー

契約期間の満了又は契約の解除による看板等の原状回復費用	ネーミングライツパートナー
市ホームページへの掲載及び広報紙等の発行費用	市

※愛称看板等の設置については、設置の可否、設置範囲、施工時期及び意匠等について、市の関係機関との協議が必要になります。なお、屋外への愛称看板設置については、埼玉県屋外広告物条例や埼玉県景観条例等の関係法令を遵守していただきます。

※愛称の使用開始日において、看板等の標示変更が完了していない場合であっても、契約期間及びネーミングライツ料は変更しません。

※契約保証金については、本庄市契約規則により、契約金額（契約期間の税込総額）の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、契約保証金の納付を免除された場合、この限りではありません。

7. 募集から愛称の使用開始までの流れ（概要）

- ① ネーミングライツパートナーの募集
- ② 事前相談申込書の受付・回答
- ③ 申込受付（提案の申込み）
- ④ 本庄市ネーミングライツパートナー審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による審査
- ⑤ 応募者へ審査結果を通知
- ⑥ 施設担当課との協議
- ⑦ 契約
- ⑧ 公表
- ⑨ 愛称の使用開始

8. 応募資格

(1) 市内に本店または支店を有する法人、市内に事業所を有する団体、それらを含む複数の団体により構成されたグループ。（※個人での応募はできません。）

(2) 本庄市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に該当しないこと。

(3) グループで参加する場合の留意事項

- ① グループを代表する法人又は団体を定めること
- ② グループを代表する法人又は団体は、市内に事業所を有すること。
- ③ 単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員にはなれません。
- ④ 複数のグループにおいて同時に構成員にはなれません。

9. 応募手続

(1) 事前相談

提案内容に係る施設条件等の確認が必要となりますので、応募前に必ず「本庄市ネーミングライツ事業事前相談申込書（様式第1号）」を提出してください。

（提出先）「14. 申込先・問い合わせ先」に記載

（提出方法）メール、郵送又は持参により提出してください。

(2) 応募受付期間

随時応募を受け付けています。必ず事前相談の上、応募してください。

なお、下表のとおり、審査は応募時期に応じて年4回設定しています。

応募時期	審査時期	応募時期	審査時期
3～5月の応募	6月審査	9～11月の応募	12月審査
6～8月の応募	9月審査	12～2月の応募	3月審査

(3) 応募方法

「本庄市ネーミングライツ事業申込書（様式第2号）」に必要書類を添付の上、「本庄14. 申込先・問い合わせ先」へ受付時間内に持参又は郵送にて提出してください。

※郵送の場合の受付日は、市が收受した日とします。

【必要書類】

- ① 本庄市ネーミングライツ事業申込書（様式第2号）
- ② 同意書兼誓約書（様式第3号）
- ③ 会社概要（パンフレット等）及び直近2事業年度の決算報告書
- ④ 法人登記全部事項証明書（現在事項証明書）（原本）
※取得日から3か月以内のものに限る
- ⑤ 市税に滞納がないことを証する書類
※取得日から3か月以内のものに限る
- ⑥ 委任状（代理人を置く場合に限る。）

※団体やグループで参加する場合は、構成員を記したもの（様式自由）を提出してください。なお、①については団体、グループを代表する者のみ、②から⑤については団体、グループを構成するすべての構成員が提出してください。ただし、⑤については構成員の所在地によって、「市税」を「市区町村税」と読み替えます。

【提出部数】

原本1部と写し1部

(4) 留意事項

- ① 申込みの際は、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「本庄市ネーミングライツ事業実施要綱」を参照してください。
- ② 応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者の負担とします。
- ③ 提出書類等は返却しません。
- ④ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。また、情報公開請求があった場合には、本庄市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ⑤ 提案を途中で辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑥ 申込書に虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- ⑦ 提案の申込みは「14. 申込先・問い合わせ先」で受け付けますが、受付後は、提案のあった施設の所管課において所定の事務を進めますので、連絡等は施設の所管課より行うこととなります。

10. 選定方法

- (1) 選定にあたっては審査委員会において、提案金額、提案期間、愛称及び地域貢献などを総合的に判断して優先交渉権者を選定します。審査の結果は、「本庄市ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第4号）」で通知します。
- (2) 対象となる施設の指定管理者は優先的に優先交渉権者の審査を受けることができます。
- (3) 選定された優先交渉権者は、個別にネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行います。
- (4) 優先交渉権者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点の順位の応募者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

11. 契約・公表

市と契約を締結した後、ネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、契約期間、ネーミングライツ料を市ホームページ及び広報ほんじょう等により公表します。

12. 契約の更新

ネーミングライツパートナーは契約期間満了の際に、契約更新について優先的に交渉することができます。（契約更新に係る優先交渉権が付与されるのは1回のみです。）その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

ただし、指定管理者がネーミングライツパートナーの場合、指定管理の指定期間が終了したときは契約更新に係る優先交渉権は付与されません。

ネーミングライツパートナーは、契約更新の意思を有する場合、契約期間満了の6か月前までに、「本庄市ネーミングライツ事業更新申込書（様式第6号）」を提出することができます。申込書の提出があった場合、審査委員会において審査後、「本庄市ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第4号）」により更新の可否を通知します。

1 3. 契約の解除等

ネーミングライツパートナーの優先交渉権を得た後、あるいは契約締結後において、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又はネーミングライツパートナーの負担とします。

1 4. 申込先・問い合わせ先

〒367-8501

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市 企画財政部 企画課 調整係（本庄市役所3階）

TEL：0495-25-1157

FAX：0495-21-8499

e-mail：kikaku@city.honjo.lg.jp

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）です。土・日曜、祝日並びに年末年始の閉庁日は受付できません。

※募集内容等についてのお問合せは、「質問書（市ホームページからダウンロード）」にご記入の上、メール又はFAXで送信してください。募集要項の運用の解釈など、内容により本庄市ホームページに回答を掲載する場合があります。この場合、質問者名は公表しません。なお、審査に関する質問は一切受けません。